附　則

一　即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十一年公正取引委員会告示第十二号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、即席めんの取引における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、即席めんの取引における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって即席めん製造業における公正な競争秩序を維持確保することを目的とする。
（定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「即席めん製造業」とは、即席めんを製造する事業をいう。 ３　この規約において「景品類」とは、顧客を誘引する手段として、方法のいかんを問わず、即席めん製造業者が自己の供給する即席めんの取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引と認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。 ⑴～⑷　（略）	（定義） **第２条**　（略） ２　この規約において「即席めん類製造業」とは、即席めんを製造する事業をいう。 ３　この規約において「景品類」とは、顧客を誘引する手段として、方法のいかんを問わず、即席めん類製造業者が自己の供給する即席めん類の取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引と認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。 ⑴～⑷　（略）
（違反に対する措置） **第６条**　（略） ２　協議会は、前項の規定による警告を受けた会員がその警告に従っていないと認めるときは、当該会員に対し、必要な措置を講ずるよう消費者庁長官に求め、又は50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をすることができる。 ３　協議会は、第１項の規定による措置をし、又は前項の規定により違約金を課し、若しくは除名処分をする措置をしたときは、その旨を消費者庁長官に報告するものとする。	（違反に対する措置） **第６条**　（略） ２　協議会は、前項の規定による警告を受けた会員がその警告に従っていないと認めるときは、当該会員に対し、必要な措置を講ずるよう公正取引委員会に求め、又は50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をすることができる。 ３　協議会は、第１項の規定による措置をし、又は前項の規定により違約金を課し、若しくは除名処分をする措置をしたときは、その旨を公正取引委員会に報告するものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　食品のりの表示に関する公正競争規約（昭和四十三年公正取引委員会告示第三十号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、食品のりの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第12条第１項の規定に基づき、食品のりの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、食品のり業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、「食品のりの表示に関する公正競争規約施行規則」（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、食品のりの小袋（自動包装物を含む）及び容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を邦文で、外部から見やすい場所に、明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑻　（略） ２　前項第４号に定める内容量については施行規則第２条第１号から第４号までに定めるとおり表示すること。 ３　事業者は、食品のりの容器又は包装に挿入する乾燥剤の包装に、当該乾燥剤は食用できない旨を明りょうに表示しなければならない。	（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、「食品のりの表示に関する公正競争規約施行規則」（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、食品のりの小袋（自動包装物を含む）及び容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を邦文で、外部から見やすい場所に、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑻　（略） ２　前項の⑷に定める内容量については施行規則第２条第１号から第４号に定めるとおり表示すること。 ３　事業者は、食品のりの容器又は包装に挿入する乾燥剤の包装に、当該乾燥剤は食用できない旨を明瞭に表示しなければならない。
（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、第９条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	（違反に対する措置） **第10条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、第９条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。